

新築住宅に対する固定資産税の課税免除に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新築住宅に対する固定資産税の課税免除に関する条例(平成26年条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第5条に規定する申請は、課税免除を受けようとする初年度の賦課期日が属する年の2月末日までに固定資産税課税免除申請書(様式第1号)及び定住誓約書(様式第2号)により行うものとする。ただし、申請書の提出ができなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りではない。

(決定)

第3条 条例第6条第2項に規定する通知は、固定資産税課税免除(不免除)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(課税免除の取消又は返還)

第4条 条例第7条第1項第1号の規定による取消しは、課税免除を行う各年度の賦課期日が属する年の町長の定める期日において町税及び国民健康保険税等の滞納があるときに行うものとする。

2 条例第7条第2項に規定する取消し又は返還を通知するときは、固定資産税課税免除取消(返還)通知書(様式第4号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。